

困ったなあ

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ

弁護士
帝京大学法学部教授

「困ったなあ」に答えます！

兄が指示する父の遺産分けに納得できません…

東京に住む50代の主婦です。亡父の遺産分けで兄ともめています。

私の実家は関西にあり、代々の兼業農家です。一人いる兄が家を継ぎ、結婚後も一家で同居して両親の面倒を見てきました。昨年母が80歳で亡くなり、父も後を追うように昨年85歳で亡くなりました。

不動産はすべて父名義で数も広さもありますが、田舎なので大した価値はないと思います。また私はずっと東京にいるので、土地をもらっても意味がない、それはすべて兄が相続して構わないのです。

ただ、その分というか、預

貯金はきれいに半分欲しいとずつと思つてきました。でもこの度兄は父の通帳も見せずに、手に遺産分割協議書も作成して、これにサインだけしろと言う態度なので、頭にきてしまいました。たしかに私は、嫁入り時に500万円、マンション購入時に500万円をもらいましたが、

全部合わせても1300万円。これまで兄夫婦が両親の面倒をよく見てくれていたのなら私も納得ですが、兄も兄嫁も冷たい人で、たまに私が帰るたびに両親はよく愚痴を零していました。ですので兄の言う通りにはさせたくないとの思いが強いのです。



遺産を欲しいとか欲しくないとか以前に、遺産がどれだけあるのか知りたいと希望される方は多いですね。

もし故人の取引銀行が支店名まで分かれば、相続人の問い合わせには回答しますので、多少時間はかかるかも取引明細は出できます。

正確には知らないでも、たいていの人は住所か勤め先近くの金融機関を利用しているので、大体の見当をつけて照会すればヒットすることもよくあります。もしそれもまったく駄目といふことであれば、やはりお兄様に答えてもらうしかないでしょう。任意で駄目なら、遺産分割調停を起こす手があります。調停委員が提出を促すので、出していくのは、たぶん管轄は相手方住所地なので、相談者のほうが出向くことになります。もちろん弁護士を頼んでもよいのですが、その分費用はかかります。

預貯金の半額でよい、不動産はすべて兄で構わないとの要望は、調停の際にも受け入れられやすいと思います。

兄弟間の紛争を加速化させる元にもなるので、親たる者、安易な悪口はできるだけ謹んでほしと願うし、また言われたほど

ただ少し気になるのは、ご両親が兄一家の悪口を言つていたことを真に受けておられることです。長く調停委員をしていてよく経験するのですが、たまに訪ねてくる子供に、同居している子供の悪口、ことに嫁の悪口を言う親は結構います。若い時はしつかりしていても、年を取つてみると誰もがだんだん不安になつてくるようで、頼れる者には誰彼となく頼るようになるのでしょうか。

今後、ご両親の法事もあるし墓参りもされるでしょう。ご相談者にとつても思い出いつぱいの故郷です。子供さんらにとつては伯父一家だし、子供同士は貴重な従兄弟関係になります。どうか円満に話し合つて、今後も親戚関係を続けらるように願っています。